

幼児教育・保育の無償化



幼稚園や保育所等を利用する子どもが対象となります。

無償化の内容は、利用施設によって異なりますので、下記の表でご確認ください。

年 齢	利用施設		保育料の無償化の
0～2歳 クラス	認可保育所・認定こども園		・住民税非課税世帯：無償
	幼稚園3歳未満児受入れ促進事業		・住民税課税世帯の第2子以降：無償★
	企業主導型保育事業		・住民税非課税世帯： 利用者負担相当額（年齢により異なる）
			・住民税課税世帯の第2子以降： 0歳児：37,100円/月、1.2歳児：
	認可外保育施設等 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等 含む		・住民税非課税世帯：42,000円/月を上
		・住民税課税世帯の第2子以降：42,000円	
2歳クラス	幼稚園のプレ預かり（未就園児クラス）		すべての第2子以降： 満3歳に達するまで25,700円/月を上限
満3歳児※1	幼稚園	新制度移行園	無償
		私学助成園	25,700円/月を上限に助成
	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分） の預かり保育事業		住民税非課税世帯：16,300円/月を上限
			住民税課税世帯の第2子以降：16,300
3～5歳 クラス	認定こども園（幼稚園部分）		無償
	幼稚園	新制度移行園	
		私学助成園	25,700円/月を上限に助成
	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分） の預かり保育事業		11,300円/月を上限に助成
	認可保育所・認定こども園（保育部分）		無償
	企業主導型保育事業		利用者負担相当額（年齢により異なる）
	認可外保育施設等 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等 含む		37,000円/月を上限に助成

★ 福岡市の独自制度

- ※1 3歳の誕生日を迎え、最初の3月31日までの間にある児童
- ※2 無償化の対象は、保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。
- ※3 保護者の就労等の理由により保育が必要であることを福岡市が認定すること
- ※4 無償化の手続きの方法は利用施設や世帯所得等により異なります。
詳細は福岡市のホームページでご確認ください。

内容※2		問い合わせ先	
	保育の必要性の認定※3	手続き※4	
	要	不要	お住いの区の子育て支援課 ※P49・P50をご覧ください
	要	不要	こども未来局運営支援課……TEL：092-711-4114
を減額	要	要	ご利用施設へご確認ください
37,000円/月を上限に助成★			無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
限に助成	要	要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
/月を上限に助成★			無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
に助成★	不要	不要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
-----	不要	不要	認定事務センター……TEL：092-711-7243
			無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
に助成	要	要	(新制度移行園)認定事務センター…TEL：092-711-7243 (私学助成園)無償化専用ダイヤル…TEL：092-791-6222
円/月を上限に助成★			無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
	不要	不要	認定事務センター……TEL：092-711-7243
-----			無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222
	要	要	(新制度移行園)認定事務センター…TEL：092-711-7243 (私学助成園)無償化専用ダイヤル…TEL：092-791-6222
	要	不要	お住いの区の子育て支援課 ※P49・P50をご覧ください
を減額	要	要	ご利用施設へご確認ください
	要	要	無償化専用ダイヤル……TEL：092-791-6222

保育施設等



保護者の仕事や病気などにより、家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育サービスを提供します。生後3か月を経過した後から利用の申込みができます。

◆利用できる保育施設等

利用できる保育施設等につきましては、市のホームページに掲載しています。
(保育所における特別保育の実施状況につきましては、ふくおか子ども情報ホームページに掲載しています。)

保育所 (0～5歳)

就労などの理由により、家庭で保育できない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。

認定こども園 (0～5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。

認定こども園には以下の4タイプがあります。

※現在、福岡市では幼保連携型・幼稚園型・保育所型の3つのタイプの園があります。

幼保連携型

幼稚園の機能と保育所の機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

地域型保育事業 (0～2歳)

0～2歳の子どもを対象とした、少人数の単位で保育を行う事業です。この事業には、次の4種類があります。各事業の詳細については、P32をご覧ください。

家庭的保育事業

小規模保育事業

事業所内保育事業

居宅訪問型保育事業

※地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）は、卒園後（3歳以降）の利用先として連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園）が設定される仕組みです。卒園後は、連携施設を引き続き利用できます。

◆申込要件

次の①、②の条件を満たす場合に申込みができます。

- ①お子さんと保護者が福岡市に住んでいる。
(福岡市に住民票があることを原則とします)
- ②お子さんの保護者が次のいずれかの事由に該当すること。
 - ア) 就労している（月60時間以上）
 - イ) 妊娠中または出産後間がない（出産月の前2か月から出産日の後8週間※多胎妊娠の場合は出産（予定）日の14週間前から。）
 - ウ) 疾病、負傷、障がい等がある
 - エ) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している（月60時間以上）
 - オ) 災害等の復旧にあたっている
 - カ) 求職活動をしている
 - キ) 就学している（月60時間以上）
 - ク) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
 - ケ) その他、福祉事務所長が必要と認める場合

◆手続き

必要書類をそろえて、利用を希望する日の1か月前までに第1希望の保育施設等が所在する区役所の子育て支援課へ申し込みます。

新年度の4月1日から利用を希望する場合は、10月頃から受付を開始し、第1希望の保育施設等へ申し込みます。

なお、申込みを行う前に、希望するすべての保育施設等を児童と一緒に見学し、面接及び重要事項の説明を受けてください。

※手続きにはマイナンバーが必要です。

◆保育料

3歳以上児の保育料は無償化されており、おかず代（副食費）のみの負担となります。

3歳未満児の保育料は、保護者の収入（市民税額など）により決まります。

なお、母子・父子世帯は、保育料が軽減される場合があります。

問い合わせ先

●各区 子育て支援課 こども家庭福祉係

▶49・50ページへ

保育時間

月曜～土曜日：7：00～18：00

※保育短時間設定の場合は、上記時間の範囲で1日8時間以内
(保育施設等によって利用できる時間帯が異なります。)

※夜間の仕事により保育ができない方のために、11：00～22：00までの夜間保育所もあります。

開所日

月曜～土曜日（日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み）

延長保育

内容：就労時間が所定の保育時間を超える方などのために、時間を延長して保育を行います。

- ・延長時間 1～4時間の間で1時間刻みです。
- ・利用料金 保育施設等によって異なります。

※実施状況や延長時間、利用料金が、保育施設等によって異なりますので、詳しくは **各保育施設等に確認** してください。

休日保育

内容：日曜、祝日などに仕事をする方などのために、所定の休所日に保育を行います。詳しくは **下記保育施設に確認** してください。

(下記の実施保育施設以外に入所していても利用できます。)

- ・保育時間 7：00～18：00（週6日を超えた利用はできません）

※実施保育施設	・香椎保育所（東区）	☎681-1140
	・どろんこ保育園（博多区）	☎271-3343
	・那珂保育所（博多区）	☎431-3882
	・千代保育所（博多区）	☎651-2615
	・中央保育園（中央区）	☎771-6010
	・ひなたぼっこ天神北園（中央区）	☎707-2820
	・ひなたぼっこ高宮園（南区）	☎408-8858
	・田隈保育所（早良区）	☎871-3814
	・アン・シャーリーこども園（早良区）	☎866-2257
	・ひなたぼっこ百道浜園（早良区）	☎407-9226
	・姪浜保育所（西区）	☎881-0322
	・太郎保育園（西区）	☎806-2821
	・ひなたぼっこ保育園（西区）	☎400-5822

家庭的保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が生後3か月～2歳の保育を必要とする子どもに対し、家庭的な環境の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

小規模保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が生後3か月～2歳の保育を必要とする子どもに対し、6～19人の比較的小規模な環境できめ細かな保育を行う事業です。

事業所内保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が生後3か月～2歳の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において従業員の子と一般の子とを一緒に保育する事業です。定員が19人以下の「小規模型」と20人以上の「保育所型」があります。

居宅訪問型保育事業



福岡市の認可を受けた事業所が保育を必要とする子ども（生後3か月～）に対し、子どもの自宅で保育を行う事業です。

※高度な医療的ケアが必要などの理由で、保育所の利用が難しい子どもが対象

問い合わせ先

- 各区 子育て支援課 こども家庭福祉係 ▶49・50ページへ
(居宅訪問型保育事業以外)
- 居宅訪問型保育事業 保育支援課 ☎ 711-4596

認可外保育施設



認可外保育施設とは、児童福祉法の規定による認可を受けていない保育施設です。
対象年齢、サービス内容及び利用料は各施設ごとに異なります。利用に当たっては、保護者の方が直接施設に申込み、施設と直接契約します。

市内の認可外保育施設の一覧は下記でご覧いただけます。

●福岡市ホームページ「認可外保育施設」で検索

企業主導型保育事業



企業が従業員の子どものために、国からの助成を受けて運営する保育施設です。
地域枠が設けられている場合、保育を必要とする地域の子どもも利用できます。

◆対象児童

0～5歳児（ただし、施設によって利用できる年齢が異なります）
〈従業員枠〉（すべての保護者が以下のいずれかの状態にあること）

ア）事業実施者に雇用されていること。

イ）保育認定（2号認定・3号認定）を受けていること。

ウ）次の3つについて、事業実施者が認めること。

- ・事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること。
- ・妊娠中又は出産後間がないこと。
- ・育児休業取得時に既に企業主導型保育事業の施設を利用しており、引き続き利用が必要であること。

〈地域枠〉（すべての保護者が以下のいずれかの状態にあること）

ア）子ども・子育て拠出金を負担している事業主に雇用されていること。

イ）保育認定（2号認定・3号認定）を受けていること。

◆手続き

保護者の方が保育施設に直接申込み、直接契約となります。保育施設において、就労証明又は、保育認定により保護者の就労状況等を確認します。

（利用にあたって、保育施設から保育認定を求められた場合は、お住まいの区の子育て支援課にご申請ください。）

- ・保育時間や保育料等、ご利用に関することについては、保育施設によって異なるため、直接保育施設にお問い合わせください。

市内の企業主導型保育施設の一覧は下記でご覧いただけます。

●福岡市ホームページ「企業主導型保育施設」で検索

ベビーシッター派遣事業



生後8週間経過後（出産日の翌日から起算して57日目）から生後6か月を迎える日の前日までの間、ベビーシッター派遣費用の一部を助成します。

◆対象となる方

福岡市内に住民登録を有し居住する保護者で、生後8週間経過後（出産日の翌日から起算して57日目）から生後6か月を迎える日の前日までの間、乳児を保育することができない方。利用区分A、Bに分けて利用を受け付けます。

利用区分	利用区分の説明	利用時間数の上限
利用区分A	冠婚葬祭や通院等で一時的に乳児の保育を必要とする方	24時間
利用区分B	産休明けすぐに復職するなど、定期的に乳児の保育ができない方で、生後3か月経過後の直近の保育施設等利用開始基準日（各月1日、11日、21日）での認可保育園申し込みを完了している方	制限なし。 ただし、利用できるのは認可保育所入所の前日までで、定期的に保育を必要とする事由（就労、就学など）がある時間に限る。

◆利用料金

400円／時間（200円／時間）

※（ ）内は市町村民税非課税・生活保護世帯

※ 多胎児を同時に保育する場合、2人目以降は無料

◆必要な手続き

利用申込の方法及び実施事業者の連絡先については、市ホームページ（二次元コード）をご覧ください。



問い合わせ先

●こども未来局子育て支援部事業調整課 ☎092-711-4340

病児・病後児デイケア事業



お子さんが病気の際、保護者の仕事の都合などのため、自宅で看病できない場合に、病児デイケアルームにお子さんを預けることができます。

◆預けることができる子どもの要件

0歳から小学校6年生までの子ども（福岡市民）

◆手続き

- ①利用される場合には事前に予約が必要です。
（予約をキャンセルされる場合も必ず連絡をしてください。）
- ②他医院を受診中の方は、かかりつけの医師の病児デイケアルーム利用依頼書または診断書をもらい、それをお持ちください。
- ③事前に病児デイケアルーム利用登録を行っておくと初めて入室される際、手続きが簡単に済みます。
- ④お子さまの症状が重症の場合や施設の入室状況等によりお断りする場合があります。

◆利用時間

月曜～金曜日：午前8時30分～午後5時30分

土曜日：午前8時30分～午後1時

※日曜日、祝日及び医院休診日は休室

※利用時間は各施設で異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

◆利用料金

無料

※医療費は別途負担となります。

※食事・おやつ・ミルク代等は別途負担又は持参となります。

問い合わせ先



● こども未来局 こども健やか部 こども健やか課 ☎711-4065

●病児・病後児デイケアルーム

実施施設名	住 所	電話番号
ふかざわ小児科	東区若宮3丁目2-33	661-8111
植山小児科医院	東区若宮5丁目20-8	681-4515
ならざき小児科	東区和白5丁目7-16	090-1161-7377
木元小児科医院	東区和白丘3丁目22-53	606-3100
梅野小児科内科医院	博多区千代1丁目33-2	651-1577
中尾小児科医院	博多区中呉服町1-16	291-0899
高岸小児科医院	博多区銀天町1丁目2-11	080-9243-9213
大名よねくら小児科クリニック	中央区大名2丁目9-18	725-5321
おだこどもアレルギークリニック	中央区薬院3丁目11-8	521-7277
あんど小児科医院	中央区梅光園2丁目10-20	791-1565
やない小児科クリニック	南区長住7丁目4-21	551-6337 090-9499-6337
くろかわみちこ小児科クリニック	南区大橋1丁目4-24	557-2511
諸岡小児科	南区井尻3丁目9-21	090-7152-1654
しんどう小児科医院	城南区神松寺3丁目22-28	400-1420
内田こどもクリニック	城南区別府1丁目21-21	834-2070
松本小児科医院	早良区西新4丁目8-16	821-6335
わたなべ小児科	早良区曙1丁目5-25	832-8228
あいここどもクリニック	早良区室見2丁目12-2	821-4621
下村小児科医院	西区姪の浜4丁目19-25	883-5547
くわはらこどもクリニック	西区下山門4丁目14-33	090-5298-5290
ふくい小児科医院	西区周船寺1丁目6-14	807-2222



福岡ファミリー・サポート・センター



「子育てを応援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを応援したい人（提供会員）」が地域のなかで育児の相互援助活動を行う会員組織です。依頼する理由は問いません。例えば、

- 仕事の都合で保育所の迎えに行けない。
- 放課後児童クラブから帰った後、子どもを一人で留守番させるのが心配。
- 最近、育児に疲れ気味なので気分転換に一人で買い物に行きたい。
- 習い事の送り迎えが家庭ではできない。

など

ただし、次のことを原則としていますので、ご注意ください。

※提供会員の自宅子どもをお預かりします。

※提供会員が承諾した場合は、早朝や夜間の支援はできますが、宿泊でのお預りはできません。

◆応援を受けることができる子どもの要件

生後3か月から小学校6年生までの子ども

（障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもの場合は概ね18歳まで）

◆手続き

会員登録が必要です。（登録料：無料、要事前予約）

- 子育てを応援してほしい人（依頼会員）は、福岡市内にお住まいか勤務されている方で、センターが実施する会員登録講習（約1時間）を受ける必要があります。（顔写真1枚（たて3cmXよこ2.4cm）が必要）

※身体状況などにより、お越しになることが難しい方は、ご相談ください。

- 子育てを応援したい人（提供会員）は、福岡市内に在住の心身共に健康で、自宅において子どもを安全に預かれる方で、センターが実施する会員養成講習会（3日間・11時間30分）を受講する必要があります。

◆利用料金

月～土曜日の午前7時～午後7時：600円／時間

上記以外の時間、日曜日、祝日（12/31～1/3含む）：800円／時間

送迎を行う場合は、1回につき100円追加

※利用料金は依頼会員が提供会員へ、その都度直接支払います。

◎問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	FAX
本部 （福岡市社会福祉協議会内）	中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ 2F	736-1116	713-0778
東支部 （東区社協事務所内）	東区箱崎2-54-27 東区役所別館 1F	631-0633	643-8923
博多支部 （博多区社協事務所内）	博多区博多駅前2-8-1 博多区役所 6F	474-0218	436-3652
中央支部 （中央区社協事務所内）	中央区大名2-5-31 中央区役所 1F	761-1892	737-6285
南支部 （南区社協事務所内）	南区塩原3-25-1 南区役所別館 1F	511-4746	557-4068
城南支部 （城南区社協事務所内）	城南区鳥飼5-2-25 城南区役所別館 1F	851-3870	832-6428
早良支部 （早良区社協事務所内）	早良区百道1-1-1 UMIBE BLD. 1F	851-4900	832-7382
西支部 （西区社協事務所内）	西区内浜1-7-1 北山興産ビル 1F	882-3755	895-3109

一時預かり事業



保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要なときに、お子さんを一時的にお預かりします。(月14回以内)

◆利用できる児童

市内に居住する生後6か月から小学校就学前の乳幼児(病児・病気回復期の乳幼児は対象外)

◆必要な手続き

事前に利用登録・利用申込が必要です。(登録・利用申込は実施施設で受け付けています。)

●実施施設 ※利用時間等は実施施設によって異なります。(令和8年4月1日現在)

実施施設	所在地	電話番号	実施時間	お休みの日	利用料 (1時間あたり)
こどものもり	東区和白丘 2-624-5	692-7745	9時～17時	日曜日・祝日・GW・ お盆・年末年始 他	3歳未満 400円 3歳以上 300円
なかよし保育園	東区八田 1-5-13	691-2962	8時～19時	日曜日・祝日・お盆・ 年末年始 他	3歳未満 500円 3歳以上 400円
グリーン・ ヒルズ保育園	博多区那珂6-23-1 ららぽーと福岡4F	586-6703	9時～17時	日曜日・祝日・年末年始・ 施設休館日 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
アリスの 子ども部屋	中央区黒門 4-8	737-7057	9時～17時	日曜日・祝日・GW・ お盆・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
絵本の森保育園	中央区高砂 2-15-5	522-1510	9時～ 18時30分	日曜日・祝日・GW・ お盆・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
中央児童会館 あいくる	中央区今泉 1-19-22-5F	741-3564	9時～18時	月曜日・毎月末日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
南区おおはし 子どもプラザ	南区塩原 2-8-2	403-0300	9時～18時	月曜日・毎月末日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
たなごころ ほいくえん荒江	城南区荒江 1-35-15-102	707-7110	8時～18時	日曜日・祝日・ お盆・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
託児ルームアンジュ プランもち南	早良区弥生 2-3-2-1F	400-0233	8時～18時	日曜日・祝日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
にしじん もりのこ保育園	早良区城西 3-21-15-2F	833-1230	8時～18時	日曜日・祝日・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
一時お預かり専門 託児所ハピネス	西区姪浜駅南 1-5-23-2F	885-6366	9時～17時	日曜日・祝日・ お盆・年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円
かえで保育園	西区今宿駅前 1-5-7	776-8821	8時～17時	日曜日・祝日・ 年末年始 他	3歳未満 500円 3歳以上 500円
マミースマイル	西区小戸 3-50-1	892-6256	9時～17時	GW・お盆・ 年末年始 他	3歳未満 600円 3歳以上 500円

※生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は利用料半額

上記の表を除く一部の認可保育所においても実施しています。実施施設は、市の空き状況検索サイト(二次元コード)をご確認ください。実施状況や利用時間などが保育施設等によって異なりますので、詳しくは各保育施設等にお問い合わせください。



問い合わせ先 ●こども未来局 子育て支援部 事業調整課 ☎711-4340

「福岡市型」こども誰でも通園制度



保護者の就労要件等に関わらず保育所等で生後6ヶ月から2歳までの子どもを定期的に(週1回程度)お預かりします。

◆利用できるこども

生後6ヶ月から2歳までの未就園児
※保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っている子どもは対象外です。
※事前に福岡市から、利用についての「認定」を受ける必要があります。
※令和8年度中に3歳になった場合は年度末まで利用ができます。

◆利用料金

1時間300円。他に給食費、雑費が必要になります。
※生活保護世帯、住民税非課税世帯等には利用料の減免があります。

◆申し込み方法

希望する施設に直接お申し込みください
実施施設は市のホームページ(二次元コード)をご確認ください。



問い合わせ先 ●こども未来局 子育て支援部 事業調整課 ☎711-4340

子どもショートステイ



保護者が病気や育児疲れなどのため、一時的に家庭でお子さんを養育できない場合に、児童養護施設や乳児院などへお子さんの預かりを依頼することができます。
なお、利用者数が施設の定員を超える場合は、利用できません。

●利用料金(日額)

子どもの年齢	ひとり親世帯 生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	その他の世帯
2歳未満	無料	6,370円
2歳以上	無料	3,150円

●実施施設

名 称	所在地	電話番号
福岡乳児院	博多区西春町1-1-14	573-7025
福岡子供の家みずほ乳児院	城南区樋井川16-24-16	871-6172
福岡育児院	東区原田2-11-13	621-2241
和白青松園	東区三苫2-30-1	606-2109
福岡子供の家	早良区大字西1	803-1217
福岡市児童家庭支援センター[SOS子ども村]	西区今津2017-2	805-6800
福岡市里親支援センター[ブルームウェル]	中央区舞鶴1-1-3	406-6351
どろんこの陽だまり	博多区上川端1-30	283-1177

土・日曜日など緊急を要する場合は直接施設へ

問い合わせ先 ●各区 子育て支援課 家庭児童相談室 ▶49・50ページへ

ひとり親家庭等日常生活支援事業



ひとり親家庭及び寡婦の方が、①就職活動や一時的な疾病（感染症を除く）、事故、冠婚葬祭、学校行事参加などのために、一時的に家事援助等の生活援助や保育サービスが必要なとき、②乳幼児から小学生までの児童を養育する家庭で残業のため保育サービスが必要なときに家庭生活支援員（ホームヘルパー等の資格を有する人や子育て支援研修を修了した人）を派遣します。利用は①②とも原則として年20回を限度に行います。

地域や日時、支援内容、世帯状態によっては、派遣できない場合があります。事前にお問い合わせください。

◆利用できる世帯

ひとり親家庭、寡婦、離婚前の困難を抱える母又は父

◆支援の内容

- ・乳幼児、児童の保育
- ・食事の世話
- ・住居の掃除
- ・身の回りの世話
- ・就寝の世話
- ・生活必需品等の買い物 など

◆手続き

福岡市立ひとり親家庭支援センターで事前の相談・登録が必要です。

◆利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円	0円
生計中心者の前年（1月から7月までの間は前々年）の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額未満の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については、児童数により費用負担が変わる場合があります。

※利用者居宅での子育て支援は生活援助の料金を適用します。

問い合わせ先



●福岡市立ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2丁目5-15

☎ 715-8805

時間

火～土曜 9:00～21:00

日曜・祝日 9:00～17:30

(月曜日・年末年始を除く)

放課後児童クラブ



放課後、児童が帰宅しても、保護者が仕事などのために不在である家庭の児童を対象として、小学校（一部の小学校を除く）内に放課後児童クラブを設置し遊びと生活の場を提供しています。

◆対象となる児童

福岡市に居住する児童または、福岡市立小学校に在学している児童

◆手続き

各放課後児童クラブへ直接申し込みます。

※申し込みには保護者等の「就労証明書」などが必要ですので事前に確認してください。

◆利用時間・利用料

曜 日	利用時間	利用料（月額）
月曜～金曜日	放課後～午後5時 (学校休業日は、午前8時から)	3,000円
	1時間延長（午後6時まで）	+1,000円
	2時間延長（午後7時まで）	+2,000円
土曜日	午前8時～午後6時	+2,000円

※日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休会します。

※児童クラブごとに、別途「会費（おやつ代等の実費）」が必要です。

※就学援助（43ページ）を受けている方などには利用料の減免制度があります。

問い合わせ先



●福岡市教育委員会放課後こども育成課

☎ 711-4662

✉ k-ikusei,BES@city.fukuoka.lg.jp

【小・中学生】学用品などの援助(就学援助)



お子さんが国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に援助する制度です。

◆援助を受けることができる方

- ①ひとり親家庭などで児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている方。
 - ②市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方。
- 上記の他にも対象となる場合があります。

◆手続き

- ①お子さんが通っている学校（市立小中学校のみ）又は教育委員会教育支援課（福岡市役所11階）へ必要書類を提出します。
- ②オンラインで申請（「福岡市 就学援助」で検索）

問い合わせ先

- お子さんが通っている学校 または
- 福岡市教育委員会教育支援課 ☎ 711-4693

高校生等への修学支援制度(就学支援金制度等)



高校生等がいる世帯の教育費負担を軽減する制度です。

○高等学校等就学支援金

◆就学支援金を受けることができる方

- ①国公立の高等学校などに在学していること
 - ②生徒本人の国籍が日本国籍または外国籍のうち永住者等の在留資格を有していること
- ※令和8年度の制度改正に伴い、就学支援金の対象外となる在校生のうち、令和8年3月31日時点で就学支援金旧制度の受給資格を有している生徒については、経過措置として、就学支援金旧制度と同等の支援を受けることができます。

○高校生等・新修学支援

◆高校生等・新修学支援を受けることができる方

【新入生】

- ①国公立の高等学校などに在学していること
- ②高等学校等就学支援金の対象外となる外国籍等の生徒のうち保護者等の年収目安（※）が約910万円未満であること

【在校生】

- ①国公立の高等学校などに在学していること
 - ②高等学校等就学支援金の対象外となる外国籍等の生徒のうち保護者等の年収目安（※）が約910万円以上であること
- ※両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合の目安

○私立高校等の学校納付金軽減

◆学校納付金軽減を受けることができる方

- ①生活保護又は児童扶養手当（一定額以上）を受給している
- ②保護者等の国民年金保険料が全額免除されている
- ③保護者等の所得税又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である等々

○高校生等奨学給付金制度（平成26年4月以降入学者が対象）

◆奨学給付金を受けることができる方

- ①保護者等が福岡県内に住所を有すること
- ※保護者等が県外に在住の場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- ②保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯、年収目安490万円未満世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること（専攻科の生徒については、支給要件が異なります）
- ③国公立高等学校などに在学していること（特別支援学校の高等部は含まれません）
- ④高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること

◆手続き

お子さんが通っている学校へ必要書類を提出します。
対象になるか等、詳しくは学校にお問い合わせください。

修学資金貸付・奨学金制度



お子さんが、高校、専門学校、大学などに進学する際に、必要な資金を貸し付けます。

機関・制度名	問い合わせ先
福岡市母子父子寡婦福祉資金 ※他機関・制度の貸付金等との併用はできません。	各区子育て支援課 ▶家庭児童相談室（49・50ページへ） 詳しいご案内は45～46ページをご覧ください。
(公財)福岡市教育振興会	721-1709
(公財)福岡県教育文化奨学財団	641-7326
(独)日本学生支援機構	奨学金相談センター 奨学金の給付・貸与及び返還に関する一般のお問合せの相談窓口です。 0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通） 月～金9時00分～20時00分（祝日・年末年始を除く） https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html ※奨学金の手続きのスケジュールや個別の提出資料については、在学する学校へお問い合わせください。
日本政策金融公庫（国民生活事業）の「国の教育ローン」	●教育ローンコールセンター 0570-008656（ナビダイヤル）（※） または 03-5321-8656 （※）無料通話、かけ放題プラン等の割引サービスの対象外 月～金9:00～19:00 （土日祝日、年末年始を除く。） https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html
生活福祉資金 ※他制度が優先です ※まずは、お電話ください	生活福祉資金受付センター（福岡市社会福祉協議会生活福祉課） 中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 受付時間 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） 電話番号 791-5708

○各機関・制度によって、対象者の要件や募集時期、貸与額などが異なりますので、詳しくは、各問い合わせ先へご確認ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度



母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭等の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金等の各種資金をお貸しする制度です。

◆対象者

- ①母子家庭の母（父）及び扶養される20歳未満の児童
- ②寡婦（かつて母子家庭の母であった者）及び扶養される20歳以上の子
- ③父母のいない20歳未満の児童

◆貸付金の種類・内容

次ページの「母子父子寡婦福祉資金一覧」をご確認ください。
実際には、貸付限度額の範囲内で、必要となる経費をお貸しします。

◆貸付要件

- (1) 借受人（申請できる方）
原則、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない20歳未満の児童です。
※修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金をお借りになる場合は、対象となる児童（子）が連帯借受人となり、連帯して債務を負担します。
- (2) 連帯保証人（連帯して債務を負担する方）
修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金以外の資金をお借りになる場合は、原則連帯保証人が1名必要です。
※修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金でも連帯保証人が必要な場合があります。
- (3) その他の要件
それぞれの貸付金毎に、貸付を行うにあたって所得制限などの要件を定めています。くわしくは、下記までお問い合わせください。

◆償還（返済）方法

資金毎に償還（返済）期間を定めていますので、その範囲内で、原則、月賦方式で指定する口座から引き落としします。

◆申請手続き

貸付を希望される場合は、お住まいの区の家児児童相談室まで、まずご相談ください。貸付審査の対象となる場合は、申請に必要な書類等をお渡します。
なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。

問い合わせ先



●各区 子育て支援課・家庭児童相談室

▶49・50 ページへ

●母子父子寡婦福祉資金一覧

貸付金の種類		内 容		貸付限度額	
修学資金		お子さんが高等学校、大学、専修学校などに就学するために必要な経費		下表参照	
学校種別		自宅通学	自宅外通学		
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	27,000円	34,500円	短期大学	国公立 67,500円 96,500円
	私 立	45,000円	52,500円		私 立 93,500円 131,000円
高等専門学校	国公立	31,500円	33,750円	大 学	国公立 71,000円 108,500円
	私 立	48,000円	52,500円		私 立 108,500円 146,000円
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	67,500円	78,000円	大学院	修士課程 132,000円
	私 立	89,000円	126,500円		博士課程 183,000円
専修学校（一般課程）		55,500円		※金額は貸付限度額（月額）	
就学支度資金		お子さんが高等学校、短期大学、大学、高等専門学校等への入学及び専修学校への入学、もしくは知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設への入所に際し必要な入学金などの経費		下表参照	
学校種別		自宅通学	自宅外通学		
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	150,000円	160,000円	大 学 短 期 大 学 院	国公立 420,000円 430,000円
	私 立	410,000円	420,000円		大 学 院 高 等 専 門 学 校 専修学校(専門課程又は専攻科)
専修学校（一般課程）		150,000円	160,000円		
修業施設・各種学校		272,000円	282,000円		
修業資金	お子さんが事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費			月額	68,000円
就職支度資金	母（父）及びお子さんが就職するために直接必要な経費			自動車免許	460,000円
技能習得資金	母（父）が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費				110,000円
医療介護資金	母（父）及びお子さんが医療又は介護を受けるために必要な経費			自動車購入	340,000円
結婚資金	お子さんの婚姻に際し必要な経費			月額	68,000円
生活資金	・ 医療介護をうけている期間 ・ 配偶者のない者となって7年を経過するまでの期間 ・ 失業期間（離職日から1年以内） ・ 知識技能習得期間 ・ 児童扶養手当の支給が開始されるまでの期間 ・ 上記の期間の生活を維持するために必要な資金			自動車免許	460,000円
				医療	340,000円
				特別	510,000円
				介護	500,000円
				月額	118,000円
				月額	118,000円
転宅資金	住居を移転する際に必要な経費			月額	118,000円
住宅資金	現に居住しかつ所有する住宅を補修、増・改築等するために必要な経費			月額	118,000円
事業開始資金	事業を開始するために必要な経費			月額	141,000円
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な経費			児童扶養手当に準拠した額の範囲内	
事業開始資金	事業を開始するために必要な経費			特別	2,000,000円
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な経費			特別	2,000,000円
事業開始資金	事業を開始するために必要な経費			3,720,000円	
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な経費			1,860,000円	

年金



国民年金（遺族基礎年金）

国民年金に加入していた人が亡くなったとき、その人に生計を支えられていたお子さんがいる配偶者、またはお子さんが受けられる年金です。

※お子さんが18歳に達した年度の3月末（障害基礎年金の1・2級の障がい状態である場合は20歳になる月の前月）まで支給されます。

◆支給要件

原則として次のいずれかに該当すること。

①国民年金に加入中の人が死亡したとき。

（国民年金の加入期間が終わった後でも、60歳以上65歳未満で日本に住所がある人が死亡した場合も含む）

②老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき。

※上記①の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間および保険料の免除等を受けた期間が3分の2以上あること、または、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。

問い合わせ先

- 各区 保険年金課国民年金係
- 入部出張所保険・福祉係
- 西部出張所給付係 ▶49・50ページへ

厚生年金（遺族厚生年金）

厚生年金に加入していた人（共済組合への加入期間がある人を含む）が亡くなったとき、その人に生計を支えられていた妻や、死亡当時55歳以上の夫、またはお子さんなどの遺族に支給される年金です。なお、遺族基礎年金の受給要件にも該当される場合は、遺族基礎年金も併せて支給されます。

※平成27年10月1日から「被用者年金一元化法」により、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。

◆支給要件

原則として次のいずれかに該当すること。

①厚生年金に加入中の人が死亡したとき。

②厚生年金に加入していた人が、退職後、在職中に初診日のある病気やけがによって、初診日から5年以内に死亡したとき。

③障害厚生年金（1級・2級）を受けているか、受けられる人が死亡したとき。

④老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき。

※上記①、②の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間および保険料の免除等を受けた期間が3分の2以上あること、または、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。詳しくは、問い合わせ先にお尋ねください。

●問い合わせ先

管轄区	名 称	所在地	電話番号
東 区	東福岡年金事務所	東区馬出3-12-32	ねんきんダイヤル 0570-05-1165
博多区	博多年金事務所	博多区博多駅東3-14-1	
中央区	中福岡年金事務所	中央区大手門2-8-25	
南 区	南福岡年金事務所	南区塩原3-1-27	
城南・早良・西区	西福岡年金事務所	西区内浜1-3-7	

※050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6700-1165」にお電話ください。

東区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	645-1072
	〃 こども家庭福祉係	645-1068
	東区箱崎二丁目54-1(保健福祉センター)	
	保険年金課 保険係	645-1102
博多区役所	保険年金課 国民年金係	645-1104
	東区箱崎二丁目54-1	
	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	419-1084
	〃 こども家庭福祉係	419-1080
中央区役所	博多区博多駅前二丁目8-1(保健福祉センター)	
	保険年金課 保険係	419-1118
	保険年金課 国民年金係	419-1120
	博多区博多駅前二丁目8-1	
	名 称	電話番号
南区役所	子育て支援課 家庭児童相談室	718-1104
	〃 こども家庭福祉係	718-1101
	保険年金課 保険係	718-1124
	保険年金課 国民年金係	718-1126
	中央区大名二丁目5-31	
城南区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	559-5124
	〃 こども家庭福祉係	559-5123
	南区塩原三丁目25-1(保健福祉センター)	
	保険年金課 保険係	559-5152
早良区役所	保険年金課 国民年金係	559-5155
	南区塩原三丁目25-1	
	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	833-4104
	〃 こども家庭福祉係	833-4103
入部出張所	保険年金課 保険係	833-4123
	保険年金課 国民年金係	833-4125
	城南区鳥飼六丁目1-1	
	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	833-4357
西部出張所	〃 こども家庭福祉係	833-4354
	保険年金課 保険係	833-4372
	保険年金課 国民年金係	833-4323
	早良区百道二丁目1-1	
	保険・福祉係	804-2014
ひとり親家庭支援センター	早良区東入部二丁目14-8	
	名 称	電話番号
	法律相談、就業相談、生活相談、心の相談	715-8805
	中央区大手門二丁目5-15	
	名 称	電話番号

西区役所	名 称	電話番号
	子育て支援課 家庭児童相談室	895-7069
	〃 こども家庭福祉係	895-7065
	保険年金課 保険係	895-7090
	保険年金課 国民年金係	895-7092
西部出張所	西区内浜一丁目4-1	
	保険係	806-9432
	給付係	806-9433
	西区西都二丁目1-1	
	名 称	電話番号
こども総合相談センター「えがお館」	相談電話(24時間対応:年末年始除く)	833-3000
	女の子専用相談電話(9~17時:年末年始除く)	833-3001
	中央区地行浜二丁目1-28	
	名 称	電話番号
	面談予約専用電話	612-2020
児童家庭支援センター「ちあふる」	東区筥松二丁目27-33	
	名 称	電話番号
	面談予約専用電話	737-8656
	中央区赤坂一丁目3-14 3階	
	名 称	電話番号
児童家庭支援センター「はぐはぐ」	面談予約専用電話	408-1985
	南区長住三丁目2-6	
	名 称	電話番号
	面談予約専用電話	707-7860
	西区姪の浜三丁目27-11	
ひとり親家庭支援センター	名 称	電話番号
	法律相談、就業相談、生活相談、心の相談	715-8805
	中央区大手門二丁目5-15	
	名 称	電話番号
	法律相談、就業相談、生活相談、心の相談	715-8805